

部活動の休養日及び活動時間に関する指針

田村市教育委員会

1 趣旨

児童生徒の調和のとれた心身の発達及び教職員の多忙化解消の視点から、本市における部活動の適正な活動と休養について再確認する。

- (1) 児童生徒の健康・安全を優先して、心身ともにたくましく「生きる力」の育成の場とする。
- (2) 教職員のワークライフバランスを実現した持続可能な活動の在り方を目指す。

2 方針

- (1) 田村市内小・中学校の部活動（特設部活動を含む）については、部活動の意義を踏まえ、本指針に則り児童生徒の実態、地域の実情に応じて適切に運用する。

※ 「部活動」とは中学校において原則年間を通して行われている活動のこと。「特設部活動」とは小・中学校において、陸上、駅伝、合唱等の大会参加に向け、一時的に設置された活動。

- (2) 学校は、本指針の趣旨及び内容について保護者や地域の理解が得られるよう説明に努める。
- (3) 本指針は、全ての部活動（運動部、文化部とも）に適用する。

3 内容

- (1) 休養日の設定に関すること

- ① 年間を通して部活動休養日を、1週当たり平日1日以上及び週休日1日以上設ける。
- ② 大会等（遠征、合宿、練習試合を含む）の参加により週休日2日間とも活動した場合、週休日1日分の休養日を翌週の平日に振替える。
- ③ 全市一斉の部活動休養日を設定する。
 - ・ 毎月第3日曜日 家庭の日
 - ※ 大会があった場合は別の日に振替える。
 - ・ お盆期間中 8月13日～8月16日
 - ・ 世界教師の日 10月5日
 - ・ 年末年始 12月29日～1月3日
 - ・ 年度始 4月1日
 - ※ 4月1日が週休日の場合は、4月の最初の勤務日までを加える。

(2) 活動時間に関すること

- ① 授業日は上限2時間、週休日、祝日、長期休業日は上限3時間とする。
- ② 休日の大会等（遠征、合宿、練習試合を含む）により、3時間を超えて活動した場合は、1か月以内に新たな休養日を設ける。
※ 週休日2日間とも活動し、かつ両日とも3時間を超えた場合は「3-(1)-②」及び3時間を超えた両日に対して適用となる。
- ③ 朝の始業前練習は行わない。ただし、特設部活動は、校長が認めた期間と活動時間の中で行うことができる。

(3) 活動計画書の作成と配付

- ① 顧問教員は、校長に活動計画書を前月末日までに提出し、計画書に従って運営することとする。ただし、新たに着任し顧問となった教員は、着任後1週間以内に計画書を提出する。
- ② 校長は、各部活動の月ごとの活動計画書を児童生徒に配付する。
(※ 田村市教育委員会にも同様のものを送付する。)
- ③ 活動日や活動時間の変更は校長が指導・監督する。

4 保護者・地域への周知

- (1) 「部活動の休養日及び活動時間に関する指針」を田村市のホームページで公開し、市民へ周知する。
- (2) 本指針に基づいた部活動の指導について学校ごとに文書を作成し、保護者に周知し、理解を得る。

5 教育委員会の取組

- (1) 部活動指導員の制度化に向けた協議を進める。
- (2) 各学校における活動状況を把握し、適宜助言・指導するとともに改善を図る。

6 今後の予定

- (1) 本指針は、平成30年7月21日から試行する。
- (2) 試行を受け今年度中に再検討し、平成31年4月1日から完全実施する。

部活動の休養日及び活動時間に関する指針 **Q & A**

Q 1 部活動休養日は全校でそろえて設けるのですか。

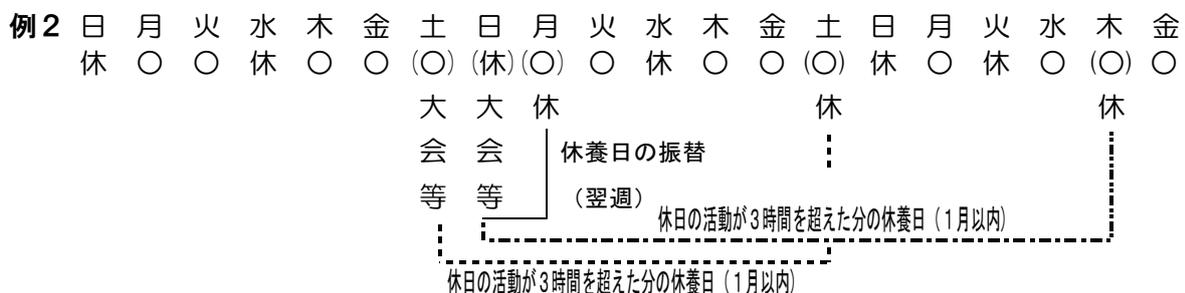
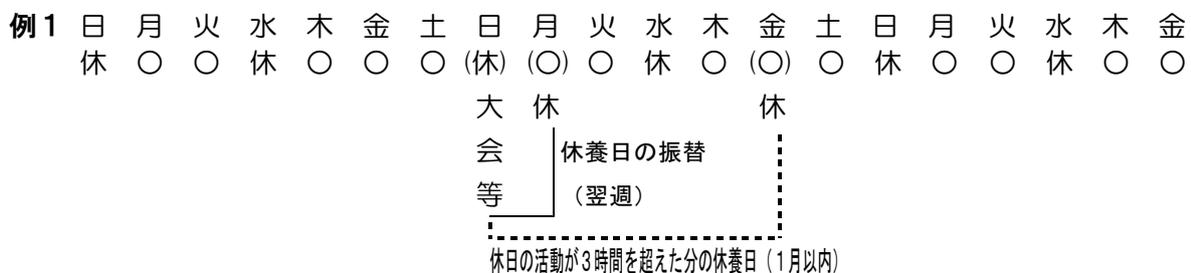
A： それが望ましいのですが、施設利用の状況などにより、校長の判断で、部によって設けてもよいこととします。

Q 2 大会、遠征、合宿、練習試合等があった場合の活動時間と休養日の設け方の具体例はどうなりますか。

A： 大会、遠征、合宿、練習試合等を含め「活動時間」ととらえ、本指針に則った休養日を設定することが必要となります。

大会、遠征、合宿、練習試合等は、年間を見通して計画を立てるとともに、月ごとの活動計画に位置付け、校長の承認のもとに行います。

水曜日と日曜日が休養日の例（○…活動日 休…休養日）



Q 3 朝の特設部の活動にはどんなものが含まれますか。

A： 駅伝や合唱部の練習などが考えられますが、午前7時15分以降に開始します。

Q 4 他団体が主催する活動への参加への対応はどうなりますか。

A： 部活動のほかに、地域のスポーツ団体に所属したり、選抜メンバーに選ばれたりして、活動時間が超過する児童生徒にあっては、健康状態を把握し、適宜休養させるようにします。

個人競技もしくは、選抜チームなどで数名が参加した場合は、負担過重にならないよう個別に休養日を設定します。

なお、地域指導者や保護者が主催する活動でも、部活動と同じ構成メンバーの場合は部活動の活動時間となります。